総合特別区域の進捗に係る事後評価［ライフ・イノベーション分野］

平成28年度

先導的な地域医療の活性化（ライフイノベーション）総合特区

［指定：平成24年7月、認定：平成26年3月］

正

準

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ）＋ⅱ）の平均値　（5.0＋4.0）／2＝4.5　**4.5**

ⅰ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	医師不足対策の推進	100%	5
2	糖尿病対策の推進	114%	5
3	外国人宿泊者数	116%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×3＋4×0＋3×0＋2×0＋1×0）／3＝5.0　**5.0**

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**4.0**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（3.8＋4.2＋4.0）／3＝4.0　**4.0**

ⅰ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置
（事項）
・「総合メディカルゾーン本部」内を単一の病院とみなした制度・法令上の取扱い（医療従事者の相互派遣）
（概要）
・国との協議の結果、教育的な指導に関しては、現行法令上、在籍出向や出張命令等の方法により実施可能である（地方公務員法上の兼業禁止規定等についても問題がない）ことが確認できた。 現在、県立中央病院のER（救命救急センター）に徳島大学病院の指導医を配置し、両病院の指導医が共同で研修医の指導にあたっている。

（事項）
・「総合メディカルゾーン本部」内を単一の病院とみなした制度・法令上の取扱い（非常時の電気供給）
（概要）
・国との協議の結果、徳島大学の特別高圧受電設備等を共用する「設備共用受電」という形であれば、現行法令上で可能であることが確認できた。 この見解に基づき、両病院間で責任分界、保安点検、費用負担等を定めた協定について実務者協議を行った結果、徳島大学、徳島県、四国電力の3者で設備共用受電を実施するため実施内容について合意に至り、平成26年度には設備の設計を完了、平成27年度中には工事を完了した。平成28年度には運用方法や保安規定の検討を行い、平成29年度には実地試験後に運用を開始する予定である。

専門家による評価の平均値　**3.8**

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　**4.2**

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　**4.0**

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））

3.8

・個々の評価指標では、それなりの達成度を生み出してはいるが、リーディングプログラムが明確となっていないことが課題といえる。
・医療の地域偏在・診療科偏在を解決し、地域医療の再生モデルの構築を目指す第1の目標は順調に進展している。寄付講座の設置によって、県内公立病院に救急・産科医療などの公益性の高い医療人材を教育的な指導に従事させていることは評価できる。このような制度が今後も永続的に持続できるような体制の将来像を示すことが望ましい。
・糖尿病の克服という第2の目標については、糖尿病連携手帳を利用する医療機関が増加していることは評価できるが、これまでの調査で糖尿病患者が増加傾向にあることを踏まえ、糖尿病関連産業の創出、県民総ぐるみの「糖尿病克服モデル」の双方のさらなる強化が求められる。
・糖尿病患者数以外の健康関連のアウトカムの調査が望まれる。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　3.8

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（4.5＋4.0＋3.8×2）／4＝4.0

4.0

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。